

改正

平成 8 年12月25日 条例第29号
平成 9 年12月22日 条例第20号
平成16年 3 月29日 条例第 3 号
平成17年 3 月30日 条例第11号
平成28年 3 月23日 条例第 2 号
令和 3 年 3 月30日 条例第 3 号
令和 4 年12月27日 条例第15号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、柳橋ふれあいプラザの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を図るため、柳橋ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

2 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市柳橋ふれあいプラザ
- (2) 位置 大和市草柳三丁目12番地 1

(指定管理者による管理)

第 3 条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プラザの使用の承認に関する業務
- (2) プラザの使用料に関する業務
- (3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、プラザの業務のうち、市長が必要と認めるもの

(公募)

第 5 条 市長は、指定管理者にプラザの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) プラザの概要
- (2) 申込期間
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にプラザの管理に係る企画

提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(選定基準)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

(再選定等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、プラザの管理を行うことが不適当であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(9) その他市長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、プラザに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) プラザの管理業務の実施状況

(2) プラザの使用料の収入の実績

(3) プラザの管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次の公募については、申し込むことができない。

(開館時間)

第15条 プラザの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第16条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

(使用の承認)

第17条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用の承認をしない。

(1) プラザの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。

- (2) プラザの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めたとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- (4) その他指定管理者が管理上その使用を不適当と認めたとき。

(使用承認の取消等)

第19条 指定管理者は、第17条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じててもその責任を負わない。

- (1) 第17条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者（以下「利用者」という。）について準用する。

(入場の拒否)

第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる。

(目的外使用等の禁止)

第21条 使用者は、承認を受けた目的以外にプラザを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、プラザの施設又は設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設等の使用を終わったときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第19条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命じられたときも同様とする。

3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第23条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第24条 使用者は、別表第1に掲げる施設を使用しようとするときは、使用時間（使用の承認を受けた時間をいう。以下同じ。）に応じ、別表第2に掲げる施設を使用しようとするときは、使用回数に応じ、それぞれ当該各表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は公益のために使用する場合その他特別の理由がある場合において、市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還

付することができる。

（個人情報の取扱い等）

第25条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びプラザの業務に従事している者は、プラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

（情報公開）

第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（令和3年度における浴室の供用停止）

2 第16条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、浴室の供用を停止する。

附 則（平成8年条例第29号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第11号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第8条の規定により受けた承認であって、第2条の規定の施行の日以後の使用に係るものは、第2条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第17条の規定により受けた承認とみなす。

附 則（平成28年3月23日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月30日条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表第1（第24条関係）

施設名\区分	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
第1集会室	1時間につき 600円	1時間につき 750円
第2集会室	1時間につき 300円	1時間につき 400円
会議室	1時間につき 150円	1時間につき 200円
調理実習室	1時間につき 200円	1時間につき 250円

備考 使用時間又は使用時間を超えて使用した時間に、1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とみなして使用料を計算するものとする。

別表第2（第24条関係）

施設名\区分	市内に住所を有する者		市外に住所を有する者	
浴室	中学生以上	1回につき 100円	中学生以上	1回につき 300円
	小学生	1回につき 50円	小学生	1回につき 150円
	幼児	無料	幼児	1回につき 50円

備考

- 1 1回とは、浴室に入場してから退場するまでをいう。
- 2 中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者をいう。
- 3 小学生とは、学校教育法に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者をいう。
- 4 幼児とは、小学校就学前の者をいう。